

6 農 第 580-4 号  
令 和 7 年 2 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茅野市長 今井 敦

市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	玉川地区 (神の原、荒神、粟沢、田道、中沢、上北久保、北久保、子の神、山田、穴山、菊沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月6日、9日、13日、16日(第1回) 令和6年3月6日、13日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ハケ岳西麓と豊富な水源により施設園芸(野菜・花き)と水稻の複合農業が発展した。しかし昭和の終盤より生産者が減少し、現在農業者の平均年齢73歳と高齢化が進み、地域環境条件も変化しつつさらに遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、農業法人、集落営農組織、兼業農家、半農半X、地域住民などを多様な担い手も交え地域全体で農地を利用する仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな園芸作物の栽培方法を検討していく必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

農業者:560人(うち50歳代以下〇人)、認定農業者(認定新規就農者)14名、水稻中心的経営体11名、(法人3組織・集落営農組織1組織)4経営体、

主な作物:水稻、セロリ、パセリ、スイートコーン、ブロッコリー、トルコギキョウ、りんどう

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である園芸作物について高付加価値農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな土地利用型作物としてブロッコリーを推進し、さらに地産地消に向けた西洋野菜の少量多品目化の生産に向けた水田の畠地化を進める。

また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	264.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	264.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備実箇所の農地を基本とし、それに連坦する農振農用地(青地)を一部追加をした区域を農業上の利用が行われる区域とし、前記の区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年7月11日～令和7年7月25日書面開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。【令和7年7月26日更新】

・茅野市玉川9676番1、10678番1、10679番 2,550m<sup>2</sup> 地図No.2

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備、水路改修修繕を32年度までに検討・実施する。(粟沢集落・子の神集落)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稻苗生産作業はJAへ委託するとともに、それ以外の水稻刈取り作業は南部受託部会へ委託する。また転作作物の一つであるそばの刈取作業は、市のそば生産者協議会に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中沢・田道集落ではイノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵(電気柵)を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②地域特産物を対象に地産地消を推進する為、減農薬減肥料栽培農業への切り替えを段階的に進め、環境調和型農業(環境負荷低減対策)を実践する。有機農産物は学校給食や病院食へ提供を検討します。

③水稻栽培ではコスト削減が重要となるがスマート農業を取り入れ、労働力削減に向けて取り組む。ドローン・草刈り

④穴山集落でそば(畠作物)が連續して作付けられている農地は、畠地化を進める。

⑤水稻栽培では地区外からの耕作者が見込まれる為、草刈り管理については地区内外者を問わず、年3回以上畦畔、水路、通路等草刈りを実施する栽培管理協定を定める。

⑥圃場整備では老朽化が見込まれる水路改修修繕を実施し、未整備圃場(粟沢集落・子の神集落)では畠地化をも視野に入れながら区画整備を検討します。